

2026年4月6日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 相嶋■■■■、相嶋■■■■、相嶋■■■■

被告 国

弁護士 拝地 旦展

報告書(4)

(大川原社による温度測定実験等の経過)

大川原化工機株式会社による、本件各噴霧乾燥器の殺菌性能（機器内部の温度上昇の推移及び粉体の堆積状況等）に関する検証実験の経過についてご報告いたします。

1 実験の経緯及び初期検証

大川原社は、第1逮捕を受けて、本件各噴霧乾燥器の殺菌性能に関する実験を実施することとしました。■■■■氏を含む大川原社の従業員は、2020年3月28日及び同年4月15日、本件噴霧乾燥器1及び本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた最初の実験及び初期の検証を実施しました（資料1）。

2 空焚きによる乾熱温度測定実験の実施

その後、より精度の高い実験を行うために記録計や温度センサーを調達し、2020年4月24日には大川原社及び弁護人立会いの下で、本件噴霧乾燥器2の同型機（L-8i）を使用し、熱風の入口温度を250℃として空焚きの実験を行いました。約2時間半後の乾燥室内及びサイクロンの測定口内部の温度はいずれも80℃を超える程度であり、他の箇所比して低温であることが確認されました（資料2）。

さらに、同28日には、弁護人立会いの下で本件噴霧乾燥器1の同型機（RL-5）を使用し、同様に熱風の入口温度を250℃として空焚きの実験を行いました。約2時間後の乾燥室測定口の表面温度は43.9℃、サイクロン入口測定口の表面温度は

69.3℃という結果であり、比較的低温を示した箇所が複数あることが判明しました（資料3）。

3 弁護人との協議及び粉体付着等の検証

上記の各実験結果を踏まえ、2020年4月30日、弁護人は■■■■氏に対しメールを送信し、粉体を使用した今後の実験においては、温度の上がらなかった各ポット及びダンパ部分、測定口等について粉体の付着を確認したい旨を伝えました（資料4）。同年5月14日、大川原社は、粉体を用いて乾熱温度測定実験をした結果、測定口に粉体が堆積することが確認され（資料5）、同年5月15日、■■■■氏は弁護人に対し、測定口（8番）に粉体が堆積していたことを目視で確認した旨を報告しました（資料6）。

また、大川原社は、同年5月18日及び同月22日にも乾熱温度測定実験を行い、L-8i及びRL-5のいずれにおいても乾燥室測定口が最低温度箇所であることを確認しました（資料7、8）。

添付資料

- 1 2020年3月38日・4月15日 精算及び出張概要報告書
- 2 2020年4月24日 L-8i温度測定結果
- 3 2020年4月28日 RL-5乾熱温度測定結果
- 4 2020年4月30日 電子メール「RL-5乾熱運転テスト結果の送付」
- 5 2020年5月14日 L-8i乾熱温度測定結果
- 6 2020年5月15日 電子メール「本日の報告」
- 7 2020年5月18日 L-8i乾熱温度測定結果
- 8 2020年5月22日 RL-5乾熱温度測定結果

以 上